

柏市立小学校における個人情報の紛失について

柏市立小学校において、個人情報に記載された書類を紛失する事案が発生しました。関係する皆様に多大なるご迷惑をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

1 概要

(1) 概要

児童1名の指導要録の写しを紛失したもの。なお、当該指導要録の写しは、当該児童が柏市立小学校に転校してくる前の在籍校において、作成及び保管されている指導要録の写しであり、当該校が当該児童の転校が完了した後に、前の在籍校から送付を受けたもの。

(2) 指導要録に記載されていた事項

氏名、住所、生年月日、性別、在学中の学校名、転校前に在学していた学校名、入学日、転学日、入学前の経歴、学年、学級、整理番号、各教科の学習に関する記録、特別活動の記録、行動の記録、総合所見及び指導上参考となる諸事項、出欠の記録

2 経緯

(1) 令和6年12月13日（金）

前の在籍校より指導要録の写しと保健関係書類（健康診断票・歯科検診票）が届く。転出入担当から養護教諭に保健関係書類を手渡し、受領印をもらった。担任にも指導要録の写しを手渡そうとしたが、職員室にいなかったため一旦耐火金庫保管し、担任の机の上に指導要録の写しを渡したい旨をメモに残した。しかし、担任からの申し出が無く、冬休みに入った。

(2) 令和7年1月7日（火）

職員室において、転出入担当から担任に指導要録の写しを手渡した。しかし、その際に受領印をもらい忘れた。その後転出入担当が受領印をもらい忘れていることを失念していた。

(3) 令和7年3月24日（月）

年度末の指導要録点検において、担当者が点検を行ったが、当該児童の転校してくる前の在籍校の指導要録の写しが無いことに気づかなかった。

(4) 令和7年7月22日（火）

当該児童の現担任が、今年度の指導要録を作成していたところ、当該児童の転入前の学校の指導要録の写しが無いことを覚知し、校長・教頭に報告。

(5) 令和7年7月22日(火)～令和7年8月21日

校長は、昨年度末に退職した前担任に連絡し、昨年度の受け渡し状況について確認し、再度自宅も含めて探すように指示をした。また、教職員に対し、指導要録の再点検と、金庫内やロッカー等校舎内を探すように指示をした。

(6) 令和7年8月22日(金)

学校は前日まで探したが、見つからなかったため、校長より教育委員会へ報告があり、教育委員会が覚知した。

(7) 令和7年8月25日(月)午後5時

学校が、当該児童の家庭に対して、経緯の説明と謝罪を行った。

3 原因

指導要録の写しの収受方法が不確実であり、転出入担当者が収受した後、各担当者自身が何を受け取ってどこに保管しなければならないかが共通理解されていなかった。また、その後の相互点検においても、学年点検、学校全体での点検において、担当した者が誰であって、どの項目を点検すればよいか共通理解が図れていないなど、個人情報関係書類の管理体制が不十分であった。

4 再発防止策

柏市教育委員会の担当課が当該校を訪問し、個人情報が含まれる書類の回収方法や点検方法を改善するよう指導し、当該校は改善を実施した。具体的には、転出入時に個人情報が含まれる書類を収受する際に使用する「転入生情報共有用紙」に確認事項欄を新設し、各担当が何を収受すればよいのかを明確に記す等改善した。そして点検時は点検した担当者が作業終了の度に押印し、次の担当に点検した内容を引き継ぐよう点検表を一新した。

また柏市教育委員会は、柏市立小中高等学校に対し、個人情報関係書類の紛失を覚知した段階で早急に報告するように周知し、書類の管理体制や方法について、組織的な対策を講じたうえ、具体的な改善を図るよう周知徹底した。今後も市内各校の改善状況を把握し、再発防止に努める。

【本件に関するお問い合わせ先】

柏市教育委員会学校教育部教職員課

電話 04-7197-1115